（趣　　旨）

第 1条　岩手県薬剤師会会長候補者及び監事選

挙規則（以下規則という）を円滑に運用するため、本細則を定める。

（立候補届出書）

第 2条　規則第4条において、別に定める文書と

は、立候補届出書のことをいい、その様式は、別紙で定める。

（候補者推薦届出書及び被推薦者の承諾書）

第 3条　規則第5条において、別に定める文書と

は、候補者推薦届出書のことをいい、添付しなければならない被推薦者の承諾書とともに、その様式は、別紙で定める。

（履歴書・略歴・趣意書）

第 4条　規則第4条において、別に定める書類と

は、履歴書（保存用）と略歴・趣意書（広報用）のことをいい、その様式は、別紙で定める。

前記の略歴・趣意書は、候補者一覧表に掲載することを目的とし、候補者の略歴、候補者となった趣意、所信その他を、22字×10行以内に記載するものとする。超過部分は、候補者一覧表作成時に抹消する。候補者一覧表の様式は、別紙で定める。

略歴・趣意書の内容は自由とするが、本会の信用を傷つけ、個人を中傷するようなことがあってはならない。

（立候補辞退届及び候補者推薦取下届）

第 5条　立候補辞退届出書及び候補者推薦取下

届出書の様式は、別紙で定める。

（候補者届出状況照会の回答及び一覧表の作成と掲示）

第 6条　会長は、会員から候補者の届出状況につ

いて照会があったときは、その時点における受付人数及び氏名を、回答するものとする。ただし、候補者の略歴・趣意書の内容並びに候補者推薦届出書の推薦者の氏名は、公平を期して事務局長が保管するものとし、候補者一覧表を作成して本会の事務所に掲示するときまで、会員に漏らしてはならない。

（立候補届出の締め切り等）

第 7条　会長は、立候補または推薦の届出を締め

切ったときは、直ちに候補者が被選挙資格者として適格であることを確認し、候補者一覧表を作成しなければならない。

（候補者名簿の掲示等）

第 8条　会長は、選挙の当日、候補者名簿を投票

所に掲示するとともに、出席代議員に配付するものとする。候補者名簿の様式は、別紙で定める。

（投票用紙）

第 9条　投票用紙の様式は、別紙で定める。

（所信表明と推薦演説）

1. 立候補者、被推薦者または推薦者の1

名は、議長の許可を得て、それぞれの選挙の前に、所信表明または推薦演説をすることができる。

前記の順位は候補者一覧表の順位とし、会長候補者選挙にあっては1名3分以内、監事選挙にあっては1名1分以内とする。

ただし、議長は、総会に諮ってその時間を延長することができる。

（投票権者数の確認及び宣告）

第11条　議長は、投票を行うため議場を閉鎖した

ときは、直ちに投票権者数を確認し、その数を宣告しなければならない。

（選挙立会人）

1. 選挙立会人は議長が投票権者の中から

3名指名するものとし、候補者以外の代議員とする。

（無効投票）

第13条　次の投票は、無効とする。

1)正規の投票用紙を用いないもの

2)候補者以外の氏名が記載されたもの

　3)候補者の氏名が確認し難いもの

　4)同一候補者の氏名が複数記載されたもの

　5)連記投票の際、選出すべき員数を超えた候補

者の氏名が記載されたもの

（連記投票）

1. 連記投票の際、選出すべき員数に満た

ない候補者の氏名しか記載されていない投票は、有効とする。

（投票の効力）

1. 同一の氏または名の候補者が2名以上

ある選挙において、その氏または名のみを記載した投票は有効とし、当該候補者のその他の有効得票数に応じて按分する。

（当選状の交付）

第16条　議長は、当選者に対し、なるべく速やかに、当選状を交付するものとする。

（疑義の処理）

1. 本細則に定めていない事項、あるいは

疑義が生じたときは、議長が、総会に諮って処理する。

（細則の改廃）

第18条　本細則は、議長提案により、総会の承認を経て、改廃することができる。

　附　　則

1　本細則は、制定の日（平成24年10月14日）から施行する。